

2024年
令和6年

消費生活カレンダー

だまされません
悪質商法

本当に
「自分だけは、
大丈夫？」



岐阜県県民生活相談センター

～みなさまと県をつなぐ窓口です。お気軽にご相談ください～

- 相談日時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00
- 相談方法 面談・電話のほか、郵便、FAX、WEBによる受け付け
- 相談は無料、秘密は厳守します。

消費生活相談

各市町村と県に相談窓口があります。
県では、毎週土曜日(年末年始・祝日・会館休館日を除く)
も電話相談のみ受け付けます。受付時間9:00～17:00

★こんなときに…

- 訪問販売で買った商品を解約したい。
- 身に覚えのない請求メール・ハガキが届いた。
- カードローンや借金が苦しくて支払えない。

商品やサービスなど契約に関する相談に応じます。
悪質商法の対処方法などを分かりやすく学べる出前講座
や、啓発DVDの貸出もご利用ください。

TEL 058-277-1003
FAX 058-277-1005

県内の消費生活相談窓口

※各相談窓口により相談日時が異なりますので、
お尋ねください。

- 可茂県事務所 ☎0574-25-3111
- 飛騨県事務所 ☎0577-33-1111

下記2か所で予約制の面談を実施しています。
事前にご予約ください。

- 西濃総合庁舎
予約先:県民生活相談センター ☎058-277-1003
- 中濃総合庁舎
予約先:可茂県事務所 ☎0574-25-3111



県民相談

★こんなときに…

県の行政に関する相談や、
日常生活の悩み事、困りごとについて
相談に応じます。

どこへ相談したらよいか分からない方は、
まず、こちらの窓口へおたずねください。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

無料法律相談



県弁護士会所属の弁護士が
ご相談に応じます。

面接での相談です。
面接日を確認の上、上記電話番号
に2日前までにご予約ください。

毎月2回
(原則第1・3水曜日)
相談時間 13:00～

交通事故相談



★こんなときに…

- 過失割合はどう決めるの？
- 損害賠償の額はこれでいいのかな？
- 相手方との話し合いができない。

交通事故担当の相談員が様々な問題の相談に応じます。
また、必要に応じて関係機関をご紹介します。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

交通事故巡回相談 10:00～15:00

完全予約制です。
相談日を確認の上、前日までに上記電話番号にご予約
ください。

- 可茂総合庁舎 毎月第2金曜日
- 飛騨総合庁舎 毎月第4水曜日
- 多治見市役所 毎月第1木曜日 ※祝日の場合は第2木曜日
(多治見市日ノ出町2-15 0572-22-1111)

2023(令和5年) **11月** 霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 友引	2 先負	3 文化の日 仏滅	4 大安
5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 赤口
12 先勝	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負
19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 勤労感謝の日 友引	24 先負	25 仏滅
26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負	1	2

2023(令和5年) **12月** 師走(しわす)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1 仏滅	2 大安
3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引	12 先負	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負
24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅
31 大安						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

家族や運気の悩みにつけ込む「**靈感商法**」に気をつけて！

事例

- ①雑誌広告を見て、1万円の開運ブレスレットを購入。後日、その事業者から「先祖の供養をしないと家族に災いが降りかかる」と言われ50万円を振り込んでしまった。
- ②突然夫が亡くなり家族の問題で悩んでいたところ、近所の方に声をかけられた。「献金すれば運勢が上がる」と言われ合計1,000万円以上の寄付をしてしまった。

Point

- ・お金を多く払うことで運が開けたりするわけではありません。不安をあおるようなことを言われても断りましょう。
- ・購入した事実は取り消すことはできませんが、あっせん制度の利用で、支払い総額のうち一部の金額の支払いで和解できた事例もあります。困ったときは最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。



2024(令和6年)

1月

睦月(むつき)

日	月	火	水	木	金	土
31	1 元旦 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安
7 赤口	8 成人の日 先勝	9 友引	10 先負	11 赤口	12 先勝	13 友引
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負
21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅
28 大安	29 赤口	30 先勝	31 友引	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

慌てないで！ トイレ修理で思わぬ高額請求

事例

夜中にトイレが詰まり、チラシに出張料・見積無料と書かれた水道工事業者に見積額をたずねようと電話をかけたら「すぐ現地調査に行く」と言われた。

その後、訪問してきた事業者は、一方的にトイレの詰まりの除去作業をはじめ、作業が終了すると「80万円をすぐ支払え」と言ってきた。「今、そんな現金はない」と言う「コンビニまで乗せていくからお金を引き出して」と求めてきた。恐ろしくなって支払ってしまったが、やはり納得できない。

Point

- ・水回りの突然のトラブルでは慌てて事業者を呼んでしまいがちです。まずは止水栓を閉めるなどの応急措置を行い、その後できるだけ複数社から見積もりを取り、作業内容や料金をよく確認してから事業者を選定しましょう。事前に出張や見積もり料金の有無をチェックすることも大切です。
- ・現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。納得できない場合は、はっきりと断りましょう。
- ・急なトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を集めておきましょう。また、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。



2024(令和6年)

2月

如月(きさらぎ)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 先負	2 仏滅	3 大安
4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 先勝
11 建国記念の日 友引	12 振替休日 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 友引
18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 天皇誕生日 友引	24 先負
25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理にご注意！

事例

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理ができる」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。

申込書をよく見たら「保険金額が、見積額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。

Point

- ・自然災害による住宅修理について「保険金使える」と勧誘されても、損害保険金がいかに支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- ・住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- ・「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。



2024(令和6年)

3月

弥生(やよい)

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	1 先負	2 仏滅
3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安
10 友引	11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 先負	18 仏滅	19 大安	20 春分の日 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負
24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅
31 大安						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

いつの間にか契約先が変更には?? 電気の契約切り替えトラブル

事例

大手電気事業者を名乗る者から電話があり「今よりも**電気料金が安くなる。電気料金の明細**を教えてください」と電話があった。加入している電気事業者からの連絡だと思い、尋ねられるまま**検針票に書かれた番号などの情報を伝える**と、翌週、封書が届いた。中身をみたら、知らない電気事業者と電気契約の**切り替え契約をしたこと**になっていた。

Point

- ・電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。
- ・電力会社などから電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- ・切り替えに必要な住所や供給地点特定番号などの情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。



2024(令和6年)

4月

卯月(うづき)

日	月	火	水	木	金	土
31	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安
7 赤口	8 先勝	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 仏滅	29 昭和の日 大安	30 赤口	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「スマホの契約」トラブルにご注意！

事例

- ①ショッピングセンターで「スマホが安く買える」と勧誘され、タブレットに署名をして契約したが、契約書の発行もなく、何を契約したのか分からない。
- ②スマホにしてから請求金額が高くなったので問い合わせると、機種代金の分割払いと不要なオプション契約の費用だった。
- ③スマホを購入したが、使い方が分からず、身に覚えがない通話時間の料金が請求された。

Point

- ・電話の通話とeメール、SNSやウェブ検索を少し楽しむ程度なら、基本スペックのスマホと必要最小限の通信プランでも十分です。自分に合った契約サービスや商品の内容を選びましょう。また、契約は電子上で完結してしまいますが、書面での発行をしてもらいましょう。
- ・ガラケーと違い、スマホでの通話は、電源ボタンを押しただけでは終了しません。「通話終了ボタン」の押し忘れと「誤発信」に注意しましょう。
- ・不安に思ったりトラブルに遭ったりしたときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう！



2024(令和6年)

5月

皐月(さつき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 先勝	2 友引	3 憲法記念日 先負	4 みどりの日 仏滅
5 こどもの日 大安	6 振替休日 赤口	7 先勝	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝
12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引
19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負
26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負	1

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「おためし」「初回無料」広告にご注意～定期購入トラブル～

事例

ネットの動画を見ていたら「初回ワンコイン500円ぽっきり」と書かれた育毛剤を見つけた。「いつでも解約可能」と書いてあったので安心して申し込んだ。

商品が届き、500円を支払い、次回からの分を解約しようと業者に電話をしたが、「解約は受け付けるが初回500円で買った商品の正規料金との差額（7,500円）を支払うことが条件」と言われた。納得できない。

Point

- ・インターネット、テレビなどの広告から注文する定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- ・通信販売取引にはクーリング・オフ（※裏表紙）の適用はありません。契約は慎重に行いましょう。
- ・詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい文字で書かれていることがあるため、画面の隅々まで見るなどの注意が必要です。
- ・解約すると正規料金との差額を支払う事や「解約の申し出は次回発送の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。



2024(令和6年)

6月

水無月(みなづき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 仏滅
2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 大安	7 赤口	8 先勝
9 友引	10 先負	11 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝	15 友引
16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負
23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅
30 大安						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「ウイルスに感染しました」にご注意！

事例

パソコンでサイトを閲覧中に、突然大音量で警告音が鳴り、「ウイルスに感染しました。下記連絡先へご連絡ください。ご連絡先番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」と表示された。

パニックになって電話をすると「警告音や画面を消すためには、ウイルス対策ソフトのインストールが必要」とウイルス対策ソフトの購入を勧められ、購入してしまった。

Point

- ・警告音や画面表示が出ても、慌てず、落ち着くことが大切です。
- ・指定された連絡先に電話をかけると「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。
- ・指定された連絡先に電話をかけるのはやめて、慌てずにサイトを閉じましょう。ウイルス感染が心配な場合は、お使いのセキュリティソフトでウイルススキャンして確認しましょう。
- ・警告表示を閉じることができない場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。



2024(令和6年)

7月

文月(ふみづき)

日	月	火	水	木	金	土
30	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 赤口
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 海の日 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

架空請求心当たりのない請求は無視！

事例

大手通販会社の名前でSMS(ショートメッセージサービス)が届いた。身に覚えがなかったが、「連絡しないと法的措置を取る」とあったので電話をしたら、**未納サイトの料金19万円を請求**され、その分の**プリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。

すぐに、同じ会社から電話が入り、他にも未納料金があったと言われ、慌てて**50万円分のプリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払ってしまった。

Point

- ・ 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMSなど様々です。
- ・ 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- ・ 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。



2024(令和6年)

8月

葉月(はづき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 友引	2 先負	3 仏滅
4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝
11 山の日 友引	12 振替休日 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 友引
18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負
25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負	31 仏滅

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

不用品の買取りサービスにはご注意！

事例

自宅に電話があり「**家の中の不用品をなんでも買い取ります**」と案内を受け、承諾した。

訪問してきた事業者に、ぬいぐるみ類などの不用品を出したところ、「**査定の練習をさせてほしい**」と**貴金属や着物類の査定を求められた**。

見せるだけなら、と思い査定を受けたところ、強引に**査定額を書いた紙に署名を求められ**、その間に目ぼしい品物のみを車に積み込まれ、**少額の現金を置いて**帰られてしまった。怖くて「**返してほしい**」と言えなかった。

Point

- ・訪問した事業者**に貴金属等**を買い取られる「訪問購入」に関する相談が多数寄せられています。
- ・訪問購入は8日間のクーリング・オフ（※裏表紙）期間があります。
- ・契約をしたとしても商品**をその場で引き渡す必要はありません**。
- ・売却したくない場合は、**きっぱりと断りましょう**。



2024(令和6年)

9月

長月(ながつき)

日	月	火	水	木	金	土
1 大安	2 赤口	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口
8 先勝	9 友引	10 先負	11 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝
15 友引	16 敬老の日 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引
22 秋分の日 先負	23 振替休日 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負
29 仏滅	30 大安	1	2	3	4	5

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

点検中に屋根を壊される?! 「点検商法」にご注意!

事例

- ①近所で工事をしているという事業者が、「**屋根の瓦がずり落ちるかもしれない。無料で点検をしてあげる**」と突然声をかけてきた。不安になり、後日点検をしてもらうと、「**すぐに修理が必要。足場代を無料にするから**」と言われ、**契約をしてしまった**。
- ②無料点検後、「**屋根の劣化でひびが入っている。このままだと雨漏りする**」と写真を見せられ、**修理の契約をしたが、高額なので取り消したい**。

Point

- ・「瓦がずれている」、「床が落ちる」などと言われ、修理やサービスの契約を迫られても、その場で契約をしてはいけません。特に、「値引き」「キャンペーン」「無料」というお得なキーワードは要注意。複数の事業者から見積もりを取って、相場を調べてみましょう。
- ・点検の際に、瓦をずらしたり、釘を引き抜くなどして「わざと原因を作る」悪質な事業者も報告されています。
- ・しつこい勧誘を受けても、必要がなければ、きっぱり断りましょう。
- ・工事終了後でも、クーリング・オフができる場合があります。不安を感じたときは最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。



2024(令和6年)

10月

神無月(かなづき)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 赤口	2 先勝	3 先負	4 仏滅	5 大安
6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口
13 先勝	14 スポーツの日 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝
20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引
27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「インターネット通販」トラブルにご注意！

事例

- ①インターネット通販で、欲しかったソファが半額で販売されていた。クレジットカード決済で代金を支払ったが商品が届かない。事業者の連絡先も分からない。
- ②高級ブランドの腕時計を注文し代金を振り込んだが、いつまで経っても商品は届かず、注文したはずのないアクセサリが外国から送られてきた。

Point

- ・一見ただけで「偽サイト」だと気付くことは難しいです。少しでも怪しいと思われるサイトは利用しないでください。
- ・通信販売取引にはクーリング・オフ（※裏表紙）の適用はありません。契約は慎重に行いましょう。
- ・事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。
- ・不安に思ったりトラブルに遭ったりしたときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう！



2024(令和6年)

11月

霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 仏滅	2 大安
3 文化の日 赤口	4 振替休日 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝
17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 勤労感謝の日 友引
24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

店舗や通信販売で買った商品は「クーリング・オフの対象外」です！

事例

- ①洋品店で上着を購入し、家に帰ってから着てみたところ、家族に似合わないと言われたので、翌日、商品を持参し返品返金を申し出たが断られた。
- ②シャンプーの動画広告を見て問い合わせの電話をしたところ、「定期購入がお得」と言われ申し込みをした。使用していても効果を感じられないので「解約したい」と伝えたところ、「4回目のお届け以降しか解約ができない」と言われた。
- ③テレビショッピングで掃除機を購入した。吸引力が弱く、思っていたものと違うため返品を申し出たが、「通電した商品は返品できない」と言われた。

Point

- ・消費者の都合による返品や交換に応じるかは事業者側のサービスとなります。「返品の可否」や「未開封・未通電に限る」など、事業者が示している返品特約もしっかり確認してから購入するようにしましょう。
- ・不安に思ったりトラブルに遭ったりしたときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう！



2024(令和6年)

12月

師走(しわす)

日	月	火	水	木	金	土
1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安
8 赤口	9 先勝	10 友引	11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口
15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝
22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引
29 先負	30 仏滅	31 赤口	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

『クーリング・オフ』を利用しましょう!!

クーリング・オフ 制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

※クーリング・オフをしても連絡がつかなかったり、返金してくれない事業者もあります。契約はよく考えて慎重にするようにしましょう。



クーリング・オフのポイント

- ①契約書を受け取った日を含めて8日以内（内職・モニター商法・マルチ商法は20日以内）に必ず書面で通知します。電子メール等の電磁的方法によることも可能です。
- ②書面（はがきなど）はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- ③代金をクレジット払いとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売事業者名を必ず記載します。

はがきによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

事業者住所 事業者名 代表者名	様	表 裏
契約解除通知書		
契約年月日	〇〇年〇月〇日	
商品名	〇〇〇〇〇〇	
契約金額	〇〇〇〇円	
販売者	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所 担当者〇〇	
上記契約を解除します。		
支払済みの〇〇〇〇円を返金し、商品はお引き取りください。		
通知を出した年月日 自分の住所・氏名		

クレジット会社への通知

クレジット会社住所 クレジット会社名 代表者名	様	表 裏
契約解除通知書		
契約年月日	〇〇年〇月〇日	
商品名	〇〇〇〇〇〇	
契約金額	〇〇〇〇円	
販売会社	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所	
上記契約は解除します。		
通知を出した年月日 自分の住所・氏名		

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活相談窓口は、
あなたの強い味方です!

消費者
ホットライン

☎188 (いやや!)

※お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

ホームページを
ご覧ください

消費者トラブルの事例やアドバイスが掲載されています。

岐阜県消費者の窓

検索



環境に配慮した地球に優しい
インキで印刷されています。

発行：岐阜県環境生活部県民生活課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1
TEL 058-272-8204 FAX 058-278-2889 令和5年9月作成